

特集 再犯防止

—刑を終えて出所した人たちの人権—



目次

特集 「再犯防止 - 刑を終えて出所した人たちの人権 -」

巻頭言

「刑罰を受けた人たちへの社会的な支援」

ぐんま・つなごうネット事務局

弁護士 吉野 晶さん 2・3

- ・ 刑を終えて出所した人たちの人権問題
- ・ 群馬県の取組
- ・ 社会を明るくする運動 4

- ・ 更生保護～立ち直りを支える地域社会の力～
- ・ 保護司の中村さんにインタビュー 5

トピックス

- ・ ヒューマンライツ・ムービーフェスティバル in ぐんま 2023
 - ・ 上映作品の紹介
 - ・ 二つのトーク配信
 - ・ 参加者のアンケートから 6

- ・ 地域課題の解決を目指す!協働ミーティング「LGBTQを知る」開催
- ・ 人権に関する意識調査の実施 7

インフォメーション

- ・ 県民の人権の学びをサポートします
- ・ 人権に関する相談窓口のご案内 8

〈写真について〉

「“社会を明るくする運動”作文コンテスト」は、小・中学生のみなさんに、日頃の家庭生活や学校生活の中で体験したことを元に、犯罪や非行のない地域社会づくりなどについて、考えたことや感じたことを作文にすることで、この運動が目指すことを分かってもらうことを目的とし、第43回運動(平成5年)から毎年行っているものです。令和5年度は県内から5千近い作品の応募がありました。

この写真は、令和5年12月27日に群馬会館で開催された表彰式(小学生の部)の様子です。(前橋保護観察所提供)

ぐんま人権情報誌

絆きずな
[kizuna]

VOL.29
2024

巻頭言



刑罰を受けた人々への社会的な支援

ぐんま・つなごうネット事務局 弁護士 吉野 晶さん

1 再犯防止とは

群馬県では、2024年4月から第二次群馬県再犯防止推進計画がスタートします。再犯防止という言葉にはなじみのない方も多く、また、その言葉を聞いても自分自身とは縁遠い、別の世界のことであるように受け止める方も少なくありません。

再犯防止という言葉はやや硬い言葉ですが、刑罰を受けてしまった人々への社会的な支援を行うことと置き換えてみると、少し印象が変わるでしょう。このような言い換えを用いると、多くの方は、「犯罪をしたやつが悪いんだから、そんなのに手を差し伸べるのはおかしい。」というような、いわゆる自己責任論が頭に浮かび、刑罰を受けてしまった人々への社会的支援を否定的にとらえてしまうかもしれません。

確かに、犯罪には被害者があり、被害者の被害が大きければ大きいほど、その犯罪を犯した人への社会的な批判は強くなるのは、当然のことと思います。そのような非難を受けることは、まさに罪を犯したことへの責任でしょう。

しかし、裁判員裁判に呼ばれ、裁判員として、生の事実（報道やWebにあふれる言説とは違います。）と法廷で目の前に立つ被告人を目にした人々は、このような議論に違和感を覚える事件に少なからず巡り合っているものと思います。

2 社会的支援の必要性

私も弁護士として罪を犯した被告人の刑事事件を弁護する弁護人として、多くの生の事件を目にしてきました。私が最初に人の命を奪ってしまった人の弁

護をした事件は、20年ほど前に遡りますが、知的な障害を抱える家族が知的な障害を抱える身内に食べ物を与えず餓死させてしまった事件でした。その家族は、知的な障害を皆が抱えているにもかかわらず、支援を受けていたというわけでもなく、孤立した生活を送っていました。社会から孤立していなければ、餓死するような大ごとになる前に何らかの異常を誰かが見つけ出して、最悪の事態は回避できたであろうと思います。

10年ほど前に担当することになった事案の若者は、不遇な生い立ちのなかで肉親と共に生活することがなく成人しましたが、人間関係を築くことが苦手で社会の中でうまく立ち回れず、コメやリンゴを盗んだのが家人に見つかり、気が動転する中で人を殺めてしまった人でした（コメを盗んでも、現金を盗んでも泥棒ですから、泥棒が人を殺めれば強盗殺人です。それでもあまりに寂しいという感覚を持たざるを得ない事件でした。）

令和の時代を迎え、多様性が重んじられる社会に変貌しつつあります。昔から十人十色といわれるように、一人一人は違いがあつて当然で、豊かな個性を伸ばして活躍できる社会こそが望ましいと言われようになりました。画一的な教育の枠を軍隊然と提供するのではなく、教育を受ける権利を持つ子どもたちを中心に据えた、臨機応変な教育を実践する学校が親たちの人気を集めているのも、軌を一にする現象だと思っています。そして、罪を犯してしまった人々にも、その人生の過ちの責任をきちんと果たしてもらうことは当然のことですが、刑罰を受けた後には、先ほど私が経験した例にあげた被告人たちのよ

うに、それぞれが負う独自のハンディキャップのために、一般社会のルールからはじき出されてしまい、「生きづらさ」を抱えることがないように、社会が支援することを躊躇する理由はありません。

3 社会の中での更生

刑罰は、その人が更生する機会を与えるために科されるものです。刑罰を終え、社会の中で更生を実践するためには、社会による援助が欠かせないのだと思います。幸い、現代の日本社会には、複数の社会的な支援制度が整っています。高齢者に対する福祉制度、身体・知的障害者に対する福祉制度、就労が難しい人への生活保障制度などメニューは取り揃えられています。

もっとも、この記事を読んでいる皆さんですら、例えば、高齢の親御さんの介護施設を探したり介護サービスの提供を受けたりするには、たくさんの手間のかかる作業が必要であることから、どこから手を付けようものか迷われたことがあると思います。スマホを検索して身近な情報を集めたりすることができる人であればまだ良いかもしれませんが、そういう機械操作そのものに苦手意識を持つ人も少なくないのではないのでしょうか。私たちですら取り揃えられた選択肢を活用するのに一苦労するのですから、罪を犯した人のように社会的な少数者の立場に立たされた方は、自分に合う福祉的サービスがあるかどうかすらよく理解できず、ましてやその福祉サービスを受けるために手間のかかる作業をコツコツ実践できるかといえば、大きな疑問符を付けざるを得ないの

です。

もし、そのまま社会的支援が届けられないままだったとすれば、刑罰を受けて社会に戻ってきた人たちは、すぐに行き詰ってしまうでしょう。住む場所が見つけれない(保証人がつけられない)、住所がないので履歴書が書けず就職もできない、収入がなければ生きていくための糧を得ることも難しい…そういった負の連鎖が短期間のうちに襲い掛かってくることになり、またもや犯罪に手を染めかねない状況に陥ってしまうかもしれません(再犯と呼んでいます)。そうなれば、社会にとってもマイナス要素が強くなってしまいます。

4 負の連鎖の解消に向けて

再犯防止計画は、そんな負の連鎖を解消するため、刑罰を受けた人たちに社会的な支援を提供し、その人が普通の日常生活を送れるように取り組もうというものです。世の中にいる困っている人を助けること、社会的に弱い立場に立たされている人たちに支援の手を差し出すことと同じです。

私たち「ぐんま・つなごうネット」は、弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士を主要メンバーとしており、こういった支援の手助けをしています。今後も広く皆さんの理解を得つつ、刑罰を受けた人たちへの社会的支援を提供し、第二次群馬県再犯防止推進計画の一翼を担ってまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

吉野 晶さん

1973年生まれ。県立高崎高校、一橋大学法学部卒業後、1999年司法試験に合格、2001年群馬弁護士会に弁護士登録。前橋市にある法律事務所コスモスに所属。

日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会(消費者契約法部会)幹事、貧困問題対策本部幹事などの他、群馬弁護士会副会長、会長などの要職を歴任。日本弁護士連合会編「改正民法と消費者関連法の実務」(民事法研究会)など著書多数。

これまで、消費者被害をはじめ職場での様々な法律問題の改善、医療の安全を問う取組など多方面にわたり被害者の救済のために活動されています。また、県内の再犯防止に関係する機関等で構成される群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議の会長として、「第2次群馬県再犯防止推進計画」の策定に関わるなど、本県の再犯防止施策の推進に大きな役割を果たされています。

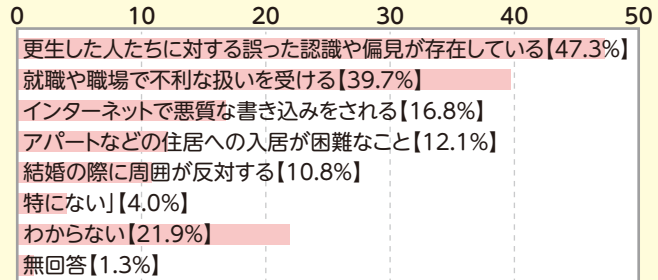
刑を終えて出所した人たちの人権問題

どのような人権上の課題がありますか？

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、本人に社会の一員として立ち直ろうとする意欲がある場合であっても、社会における根強い偏見や差別意識があることや、高齢や障害などの理由により就職や居住などの面で困難があるなど、その社会復帰が厳しい状況にあります。そのため、再び罪を犯してしまうこともあります。

令和4年度に行った「人権問題に関する県民意識調査」において、「刑を終えて出所した人の人権について、現在どのような問題が起きていると思いますか。」と尋ねたところ、「更生した人々に対する誤った認識や偏見が存在している」という回答が47.3%と最も多く、以下「就職や職場で不利な扱いを受ける」(39.7%)、「インターネットで悪質な書き込みをされる」(16.8%)といった回答が続いています。

「人権問題に関する県民意識調査」(令和4年調査)から
刑を終えて出所した人の人権について、現在どのような問題が起きていると思いますか。(二つまで回答)



社会の理解と協力が必要

罪を犯した人がその償いを終え、再出発しようとするときに、何よりも本人の社会復帰への強い意思が必要ですが、周囲の偏見や差別によりその道を閉ざしてしまうことは残念なことです。刑を終えて出所した人が、円滑な生活を営むためには、家庭、職場、地域など周囲の人々の理解と協力が欠かせないのです。

そのためには、私たちが刑を終えて出所した人の生きづらさや更生に関する取組を理解し、社会全体で偏見や差別をなくしていくことが重要です。

群馬県の取組

群馬県再犯防止推進計画 (2017年策定、2024年より第2次計画)

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、再犯を防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国、民間団体等と連携を強化しながら、具体的な取組を総合的かつ計画的に推進するための計画。

6つの重点課題

- 1 国・民間団体等との連携強化への取組
- 2 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組
- 3 就労・住居の確保への取組
- 4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
- 5 学校等における修学支援の実施等への取組
- 6 犯罪や非行をした人々たちの特性に応じた効果的な支援等の実施への取組

社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、令和5年で73回目を迎えました。

群馬県では7月の再犯防止啓発月間にあわせ、広報啓発活動を実施したり、内閣総理大臣メッセージ伝達式において、パネル展示や資料配布等を行ったりしています。



県庁県民ホールで7月に行われたパネル展の様子



第73回ポスター

更生保護 ～立ち直りを支える地域社会の力～

更生保護は、犯罪や非行をした人々が地域社会において円滑に立ち直ることができるように助ける活動です。現在、多くの民間ボランティアや協力雇用主がそれぞれの立場から、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会を目指して活動しています。

保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察を受けている人に指導や助言をするほか、刑事施設や少年院に入っている人の帰住先の生活環境の調整や相談を行っています。群馬県では約780名の保護司が活動しています。

更生保護女性会

女性としての立場から、地域の犯罪予防と犯罪や非行をした人の更生の支援を行い、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的にするボランティア団体です。群馬県には約5,200名の会員がいます。

BBS会

非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。群馬県には約30名の会員がいます。

協力雇用主

犯罪や非行をした人の立ち直りには就労先の確保が大変重要ですが、こうした人たちは、定職に就くことが必ずしも容易ではありません。協力雇用主は、こうした人たちを積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業主です。群馬県で約660の事業主が協力しています。

保護司の中村さんにインタビュー

長年にわたり民間ボランティアとして保護司をされている、渋川市在住の中村昭典さんに保護司の活動などについてお話を伺いました。

Q どうして保護司になられたのですか？

「保護司」という活動に、当時は少し憧れの的なものを感じていましたが、たまたま我が家の菩提寺のご住職が保護司であったことから薦めていただきました。「罪を憎んで人を憎まず」という言葉から保護司活動に入りました。



Q 保護司をされてご苦労されたこと、大変だったことは何でしょうか？

対象者を担当すると面接を定期的に行います。事前に日時を約束するのですが、中にはほとんど守ってくれない人がいます。何度も連絡したり、家を訪問しても不在だったりすると自分自身が落ち込んでしまうこともありました。

Q 保護司をされていてよかったことは何でしょうか？

対象者が心を開いて笑顔を見せてくれた時は、最高です。私自身、何らかのボランティア活動に高校時代から関わり、「Give&Take」の精神を学び、最近は「利他」という言葉に共鳴し、日ごろの行いが結果的に自分の支えにもなると感じています。保護司の活動に参加でき、感謝しています。

Q 保護司の活動の中で大切にされていることはありますか？

道を外してしまった人たちの更生は並大抵ではありません。その人の歩む道を無理やり正当付けて歩ませることもできません。しかし、巡り合ったその人のそばに居てやれることはできるのではないかと…。その人に寄り添い、話に耳を傾けて「そしてどうしたの？ これからどうするの？」と丁寧に聞いていると次第に胸襟を開いてくれます。そして、彼らの心の中が少しずつ見えてきます。

私自身、たくさんの人との交流を大切にしています。私の話に耳を傾けてくれる人には、時に、助けを求めることもしています。彼らの力や助言は、私を独りよがりの域から救ってくれるのです。つまり、一人では生きていけないこと…。保護司をそんな気持ちでやっています。

群馬県では、映画を通じて様々な人権課題への理解を深めていただくことを目的に、「ヒューマンライツ・ムービーフェスティバル」を3年前から開催しています。今年度は性的少数者の人権問題にスポットを当てて、2本の映画を上映したほか、LGBTQ当事者である本県出身の飯塚 花笑監督を交えたトークをオンラインで配信しました。

上映作品の紹介



『世界は僕らに気づかない』飯塚 花笑 監督作品 2023年 112分

〈あらすじ〉

群馬県太田市に住む高校生の純悟（堀家一希）は、フィリピンパブに勤めるフィリピン人の母親レイナ（ガウ）と一緒に暮らしている。父親のことを母親から何も聞かされておらず、ただ毎月振り込まれる養育費だけが父親との繋がりとなっていた。

純悟には恋人の優助（篠原雅史）がいるが、優助からパートナーシップを望まれても、自分の生い立ちが引け目となり、なかなか決断に踏み込めず、一人苛立ちを抱えていた。

そんなある日、レイナが再婚したいと、恋人を家に連れてくる。見知らぬ男と一緒に暮らすことを嫌がった純悟は、実の父親を探すことにするのだが…。

『片袖の魚』東海林 毅 監督作品 2021年 34分

〈あらすじ〉

トランスジェンダー女性の新谷ひかり（イシツカユウ）は、ときに周囲の人々とのあいだに言いようのない壁を感じながらも、友人で同じくトランス女性の千秋（広畑りか）をはじめ、上司である中山（原日出子）や同僚の辻（猪狩ともか）ら理解者に恵まれ、会社員として働きながら東京で一人暮らしをしている。

ある日、出張で故郷の街へと出向くことが決まる。ふとよぎる過去の記憶。ひかりは、高校時代に同級生だった久田敬（黒住尚生）に、いまの自分の姿を見てほしいと考え、勇気をふり絞って連絡をするのだが…。



二つのトーク配信

二つの上映作品をもとに、飯塚花笑監督、映画に出演したイシツカユウさん、村山朋果さんらとともに、「表現の先に見えるLGBTQ」（トーク1）、「共に生きる社会、これからの社会」（トーク2）をテーマに二つのトークを行い、その様子を配信しました。



群馬県庁32階「NETSUGEN」で収録

トーク2では、間々田久渚さん（ハレルワ代表理事）が加わりました。



進行の志尾睦子さん（たかさきコミュニティシネマ代表理事）と飯塚花笑監督

◆◆参加者のアンケートから◆◆

人権問題というと、少し面倒くさそうというか距離を取りがちだったが、映画を通じることで、直感的に、現代の人権ってこういう問題なんだと腑に落ちた気がする。

このような映像の力って偉大だと痛感した。紙面での学びもありますが、このような映画というツールはダイレクトに刺さります。

映画もトークも大変充実した内容でよかったです。

地域課題の解決を目指す！ 協働ミーティング 『LGBTQを知る』開催

すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、日頃から多方面で活動している人たちを話題提供者として招き、LGBTQについて参加者とともに考える、協働ミーティングが県庁2階のビジターセンターで開催されました。



登壇者のみなさん(左から)

話題提供者

有限会社桐島屋旅館	中沢 修司さん
一般社団法人ハレルワ	間々田久渚さん
大泉町多文化協働課	篠原 亮太さん
シェアウェディング	桜井 康幸さん
株式会社クスリのマルエ	笠原 智さん
大間々高校	長谷美有菜さん
大間々高校	武井 悠人さん

ファシリテーター

群馬大学	高井ゆと里さん
------	---------

話題提供者からは、企業、地方公共団体、学校などそれぞれの立場から取り組んでいる事例が紹介され、その後のフリートークでは、LGBTQ当事者が感じる不安や、日常生活や社会生活を送る上でどのようなことが障壁(バリア)になっているかなどについて、活発な話し合いが行われました。最後に、ファシリテーターの高井さんが「社会全体で当事者が生きる上でのバリアをなくしていくことが重要だ。」とまとめ、会場に集まった参加者との協働ミーティングを締めくくりました。

当日の様子は群馬県ホームページでアーカイブ動画をご覧ください。(予定)

URL <https://www.pref.gunma.jp/site/npoborantia/628083.html>



人権に関する県民意識調査の実施

群馬県では、人権問題に関する県民の意識を把握し、今後の効果的な人権啓発を進める上での基礎資料を得ることを目的に人権に関する県民意識調査を実施しました。

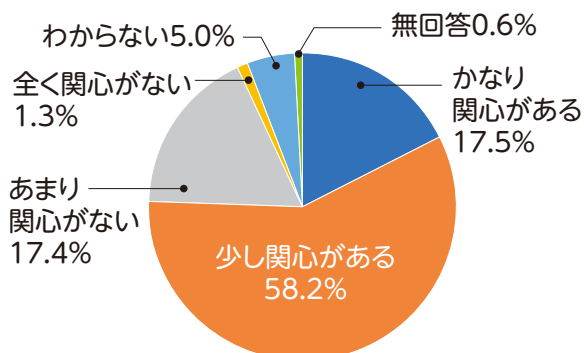
調査対象者 群馬県に在住する
18歳以上の県民3,000人

調査期間 令和4年11月22日(火)
～12月9日(金)

調査項目 人権意識に関する設問
など38問

回収結果 有効回答者数1,346人
(回収率44.9%)

Q あなたは、今、人権や差別問題に関心をもっていますか。



Q あなたは日本の現実をみて、基本的な人権が守られていると思いますか。

	今回	前回
よく守られていると思う	12.7%	12.0%
だいたい守られていると思う	60.9%	55.2%
あまり守られていないように思う	18.9%	24.0%
わからない	7.1%	7.0%
無回答	0.3%	1.8%

(前回は平成22年に実施)

詳しい調査結果は群馬県庁ホームページに掲載しています。

URL <https://www.pref.gunma.jp/page/191959.html>



■ 県民の人権の学びをサポートします

● 人権啓発専門員の派遣

企業や地域、団体等での人権研修の講師として人権啓発専門員を派遣しています。

- 講座内容 (令和3～5年度に実施したもの)
「同和問題から人権を考えよう」「高齢者の人権問題」「公正な採用選考と人権」
「インターネットの問題から人権を考えよう」「企業(ビジネス)と人権」
「学生生活と人権」「性的少数者(LGBTQ)の人権問題」など
※その他の内容も相談に応じます。
- 費用 講師謝金、交通費は無料です。会場、機器の準備や資料の印刷等をお願いします。
- その他 派遣可能日は平日のみです。実施2か月前までに申し込みをお願いします。

● 人権啓発DVDの貸出し

保有している人権啓発DVDの貸出しをしています。

- 貸出しDVD 群馬県庁ホームページをご覧ください。(「人権啓発DVD」で検索できます。)
- 費用・期間 料金は無料です。貸出しは1週間を目安にしています。

お申し込み、お問い合わせは、**027-226-2906** (県庁生活子ども課人権同和係) まで

■ 人権に関する相談窓口のご案内

人権についての相談は

みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)
0570-003-110

※最寄りの法務局、地方法務局につながります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談は

子どもの人権110番 **0120-007-110**

※通話料無料・全国共通

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談は

女性の人権ホットライン **0570-070-810**

※全国共通

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害などの相談は

群馬県インターネット上の誹謗中傷相談窓口 **027-212-0091**



相談フォーム

人権に関する相談窓口の連絡先を知りたいなどのお問い合わせ、相談は

群馬県生活子ども課人権相談窓口 **027-226-2906**



あとがき

今号では、刑を終えて出所した人たちの人権問題を特集しました。本人の更生への強い意志がもちろん必要ですが、根強い偏見や差別意識、高齢や障害などの生きづらさや困難に対し、周囲の支援や社会の理解が必要なことも確かです。民間ボランティアとして支援している保護司である中村さんの「罪を憎んで人を憎まず」の言葉がとても印象的でした。犯罪のない住みやすい社会の実現に向けて、私たちに何ができるか、これを機会に考えてみてはどうでしょうか。(く)

絆
きずな
[kizuna]

ぐんま人権情報誌

VOL.29
2024

●発行/群馬県生活子ども部生活子ども課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-226-2100